

## 令和6年度 鴨川市水道事業水質検査計画

鴨川市水道課が保有する水源の水質は、周辺自然環境の影響を受けそれぞれ異なっています。

安全で良質な水道水供給を行うために、それぞれの水源水質に応じた適切な水質管理を実施する必要があります。

このような課題に対応するため、各水源に応じた水質検査計画を作成し、この計画に基づく水質検査を行います。

この水質検査計画は、水道法施行規則第15条第6項に定められた毎事業年度の開始前に、定期的水質検査等について採水の場所、検査する項目、検査の回数などを記載し公表するものです。

### 水質検査計画の内容

#### 目次

1	水質検査計画に関する基本方針	P2
2	水道事業の概要	P2
3	これまでの水質状況	P4
4	水質検査を行う地点	P8
5	検査項目、検査頻度	P8
6	水質検査の方法	P10
7	臨時の水質検査に関する事項	P10
8	水質検査の自己・委託の区分	P11
9	水質検査結果の評価	P11
10	水質検査計画の見直し	P11
11	水質検査の精度と信頼性の保証について	P12
12	関係機関との連携	P12
13	水質検査計画と検査結果の公表	P12
図-1	浄水場及び配水上の給水区域と水質検査地点	P3
図-2	水質検査計画概要図	P11
表-1	給水の状況	P3
表-2	浄水場の名称と浄水処理方法	P4
表-3	水源別の汚染要因と水質管理上注目すべき項目	P5
表-4	各浄水場の採水場所	P8
表-5~7	検査項目及び頻度 (水質基準項目)	P13~15
表-8~10	検査項目及び頻度 (水質管理目標設定項目)	P16~18
	(維持管理指針項目)	P16~18
表-11	水質基準項目一覧表	P19
表-12	水質管理目標設定項目一覧表	P20
表-13	維持管理指針項目一覧表	P21
表-14	毎日検査項目一覧表	P21
表-15	水質管理目標設定項目中の農薬類一覧表	P22

# 水 質 管 理 に つ い て

## ～ 水道水を安心してお使いいただくために ～

鴨川市水道課では、清澄山系の水源を使用し、河川としては比較的良質な水質で、環境省による環境基準ではA類型<sup>※1</sup>に分類されています。しかし、カビ臭<sup>※2</sup>の発生や、農薬類等の化学物質、また、車両の事故など油の流出による水質汚染事故も起こっています。更に、最近は新しい病原性微生物による感染症や、浄水場で処理することのできない浄水処理対応困難物質<sup>※3</sup>にも注意が必要になっています。

こうした科学物質による水道水源の汚染や病原性の生物などに対しては、原水<sup>※4</sup>の水質監視と、適切な浄水処理管理を徹底する必要があります。また、原水だけでなく、浄水<sup>※5</sup>や送配水過程での管理等、取水から給水までの各段階での水質の異常に対して、速やかに対応する必要があります。

鴨川市水道課では、すべてのお客様に安心して水道水をお使いいただくために、水道法に基づく水質管理の徹底はもとより、水源から給水栓(蛇口)まで一貫した水質検査を実施し、さらに浄水処理、送配水過程での水質管理を行います。また、鴨川市水道事業中期経営計画に基づき、水質管理体制の整備や、浄水場等の整備、維持管理を計画的に行っていきます。

このほか、近隣水道事業者や、水道水源流域等の管理者等、関係者との連絡体制などを強化し、関係者間の情報交換を密接にすることにより、幅広い視野から水質の監視に取り組んでいます。

鴨川市水道課では、この水質検査計画に基づき、適切な検査を行うとともに、その結果を公表します。また、お客様の信頼に応えるため、さらに水質管理水準の向上をめざし、毎年度この計画の内容を見直すことにしています。

- 
- ※1 河川類型 : 水域の特性や利水状況等により規定されています。AA、A～Eの6段階があります。
  - ※2 カビ臭 : 原因は主として藍藻類等のプランクトンや放線菌が産生する発臭物質 2-メチルイソボルネオール、ジオオスミンです。
  - ※3 浄水処理対応困難物質: 通常の浄水処理により水質基準項目等を高い比率で生成する物質。
  - ※4 原水 : 浄水処理をする前の水道水の原料となる水のことです。河川水、湧水、地下水などがあります。
  - ※5 浄水 : 河川水等を飲用に適するように浄水処理を行った水のことです。

## 1 水質検査計画に関する基本方針

- (1) 水質検査の目的は、水道施設の整備や維持管理が適切に行われているか確認するために行うもので、水道法では給水開始前、定期及び臨時に行うことが義務付けられています。
- (2) お客様に供給する水道水が、水質基準に適合し安全であることを保障するために水質検査は不可欠であり、この水質検査計画は水質管理において中核をなすものです。
- (3) 水源の種類や検査項目、これまでの水質検査結果を判断材料に、検査の頻度、内容を定め、新たに得られた検査結果は速やかに浄水処理等に反映させます。
- (4) 鴨川市の水道は、南房総広域水道企業団の受水比率が概ね2割となっています。当市で行う検査結果が有効活用できるよう、南房総広域水道企業団との連携を深めてまいります。

## 2 水道事業の概要

旧鴨川市の水道事業は、昭和35年12月計画給水人口8,000人、計画1日最大給水量1,840m<sup>3</sup>をもって創設認可を得、昭和38年4月から給水を開始し、以来、第1次拡張(昭和42年9月)、第2次拡張事業(昭和44年3月)、第3次拡張事業(昭和49年3月)、第4次拡張事業(昭和58年3月)、第5次拡張事業(平成4年3月)と拡張事業を展開し給水区域は旧鴨川市全域、計画給水人口31,800人、計画1日最大給水量18,860m<sup>3</sup>をもって水道用水の安全供給に努めて参りました。

また、旧天津小湊町の水道事業は、昭和37年12月、計画給水人口12,000人をもって創設認可を得、以来、第1次拡張事業(昭和42年11月)、第2次拡張事業(昭和55年3月)、第3次拡張事業(昭和62年3月)、第4次拡張事業(平成5年3月)と拡張事業を展開し、給水区域を旧天津小湊町大字天津、浜荻、内浦、小湊とし、計画給水人口8,750人、計画1日最大給水量9,160m<sup>3</sup>をもって水道用水の安全供給に努めて参りました。

しかし、平成12年4月、地方分権一括法が施行されたことにより、住民に最も身近な市町村は厳しい財政状況が見込まれる中、地方分権にふさわしい行財政基盤の強化や行政サービスの維持・向上が求められることとなり、住民の皆様のご理解を得て平成17年2月11日付けで両市町が合併することとなり、それに伴い水道事業が統合され、計画給水人口40,550人、計画一日最大給水量27,840m<sup>3</sup>をもって本市の発展と公衆衛生の向上、住民福祉の推進を図るべく水道事業の創設を行いました。

その後、平成19年4月1日に清澄簡易水道事業を鴨川市水道事業へ吸収合併したことにより、計画給水人口は41,050人となっています。

## (1) 給水区域

浄水場及び配水上の給水区域は図-1のとおりです。

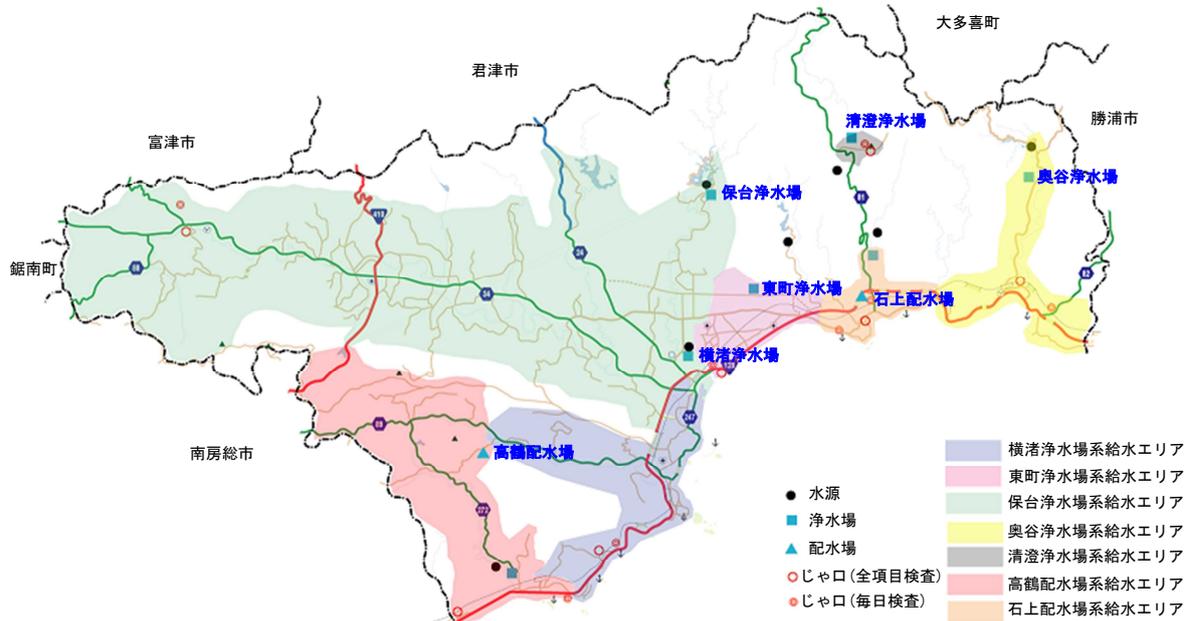


図-1 浄水場及び配水上の給水区域と水質検査地点

給水区域	鴨川市大字 磯村、貝渚、前原、横渚、広場、西町、東町、和泉、東元浜荻飛地、八色、滑谷、打墨、花房、粟斗、太田学、大里、竹平、京田、川代、来秀、池田、太尾、坂東、押切、田原西、江見外堀、江見内遠野、江見西真門、江見東真門、西江見、東江見、江見青木、江見太夫崎、江見吉浦、太海浜、太海、太海西、天面、西山、代、宮、仲町、上、畑、西、東、二子、下小原、上小原、南小町、成川、北小町、主基西、宮山、吉尾西、吉尾平塚、仲、大川面、松尾寺、細野、横尾、寺門、北風原、大幡、大山平塚、釜沼、佐野、奈良林、古畑、金東、平塚、浜荻の一部、天津の一部、内浦の一部、小湊の一部、清澄の一部
------	---

## (2) 給水の状況 令和5年3月31日

表-1 給水の状況

区 分	内 容
行政区域内人口(令和3年度)	31,064 (人)
行政区域内面積	191.14 (km <sup>2</sup> )
給水区域面積	167.31 (km <sup>2</sup> )
計画給水人口	41,050 (人)
給水人口(令和4年度末)	30,941 (人)
普及率(令和4年度)	99.6 (%)
給水戸数(令和4年度)	18,549 (戸)
計画一日最大給水量	27,915 m <sup>3</sup>
一日最大給水量(令和4年度)	17,615 m <sup>3</sup> (8月11日)
一日平均給水量(令和4年度)	15,463 m <sup>3</sup>

### (3) 浄水場の名称と浄水処理方法

表-2 浄水場の名称と浄水処理方法

浄水場の名称 及び所在地	水源の名称	水源の種類	浄水方法
横渚浄水場 横渚地内	待崎川水系 待崎川	表流水	前塩素・粉末活性炭・凝集沈澱・中塩素・急速ろ過・後塩素
保台浄水場 和泉地内	待崎川水系 上待崎川 保台ダム	表流水 ダム直接	前塩素・粉末活性炭・凝集沈澱・中間塩素・急速ろ過
東町浄水場 東町地内	二夕間川水系 袋倉川 袋倉第1ダム 袋倉第2ダム	表流水 (ダム放流)	前塩素・凝集沈澱・中間塩素・急速ろ過・後塩素
江見浄水場 西江見地内	洲貝川水系 洲貝川	表流水	前塩素・凝集沈澱・粒状活性炭・中間塩素・急速ろ過
奥谷浄水場 内浦地内	大風沢川水系 大風沢川 第1奥谷ダム 第2奥谷ダム	表流水 (ダム直接)	前塩素・粉末活性炭・凝集沈澱・中間塩素・急速ろ過
坂本浄水場 天津地内	二夕間川水系 二夕間川 坂本ダム	表流水 (ダム直接)	前塩素・凝集沈澱・中間塩素・急速ろ過
清澄浄水場 清澄地内	二夕間川水系 袋倉川上流	湧水	凝集沈澱、急速ろ過、後塩素
高鶴配水場 畑地内	利根川水系 房総導水路	南房総広域水道用水供給	受水・塩素追充
石上配水場 天津地内	利根川水系 房総導水路	南房総広域水道用水供給	受水・塩素追充

※6 江見浄水場及び坂本浄水場においては現在休止中であり、南房総広域水道企業団からの用水供給を受け配水しています。

## 3 これまでの水質状況

### (1) 給水検査地点の水質状況

給水検査地点の水質は、検査結果から水質基準を満たしており、年間を通じて良好に推移しています。

### (2) 水源の水質状況

横渚浄水場・江見浄水場においては、各河川の下流部に位置し、耕地や各家庭からの排水などの影響を受けている状況です。

保台浄水場・東町浄水場・奥谷浄水場・坂本浄水場においては、ダムから直接及び放流水を使用しておりますので各家庭からの排水の影響を受けておらず、比較的安定

した水源といえる状況ですが、堆砂や自然由来による栄養塩の流入等による富栄養化が進行しており、臭気物質や有機物の影響を受けている状況です。

清澄浄水場においては、山間部の湧水ですので汚染源もなく良質な水源といえる状況です。

各浄水場の水源については、表-2に示すとおりです。

表-3 水源別の汚染要因と水質管理上注目すべき項目

水源名	原水の汚染要因	水質管理上注目すべき項目
待崎川	<ul style="list-style-type: none"> <li>・降雨による濁水発生</li> <li>・農薬散布</li> <li>・油類による突発汚染事故</li> <li>・濁水による水質悪化</li> <li>・河川改修工事</li> <li>・浄化槽排水</li> <li>・家庭雑排水</li> <li>・藻類の発生</li> <li>・農業用溜池の放流</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・色度、濁度</li> <li>・pH 値</li> <li>・農薬類</li> <li>・窒素、リン</li> <li>・臭気物質</li> <li>・クリプトスポリジウム等病原性微生物</li> <li>・電気伝導率</li> <li>・アルミニウム</li> <li>・鉄</li> <li>・ナトリウム</li> <li>・マンガン</li> <li>・有機物質</li> <li>・一般細菌</li> </ul>
保台ダム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・降雨による濁水発生</li> <li>・富栄養化の進行</li> <li>・障害藻類プランクトン発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・色度、濁度</li> <li>・pH 値</li> <li>・臭気物質</li> <li>・生物</li> <li>・アルミニウム</li> <li>・鉄</li> <li>・マンガン</li> <li>・有機物質</li> </ul>
袋倉川	<ul style="list-style-type: none"> <li>・降雨による濁水発生</li> <li>・富栄養化の進行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・色度、濁度</li> <li>・臭気物質</li> <li>・生物</li> <li>・アルミニウム</li> <li>・鉄</li> <li>・マンガン</li> <li>・有機物質</li> </ul>
洲貝川 (休止中)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・降雨による濁水発生</li> <li>・農薬散布</li> <li>・油類による突発汚染事故</li> <li>・濁水による水質悪化</li> <li>・河川改修工事</li> <li>・浄化槽排水</li> <li>・家庭雑排水</li> <li>・藻類の発生</li> <li>・獣畜舎</li> <li>・農業用溜池の放流</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・色度、濁度</li> <li>・pH 値</li> <li>・農薬類</li> <li>・窒素、リン</li> <li>・臭気物質</li> <li>・クリプトスポリジウム等病原性微生物</li> <li>・電気伝導率</li> <li>・アルミニウム</li> <li>・鉄</li> <li>・ナトリウム</li> <li>・マンガン</li> <li>・有機物質</li> <li>・一般細菌</li> </ul>
奥谷ダム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・降雨による濁水発生</li> <li>・富栄養化の進行</li> <li>・障害藻類プランクトン発生</li> <li>・堆砂</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・色度、濁度</li> <li>・pH 値</li> <li>・臭気物質</li> <li>・生物</li> <li>・クリプトスポリジウム等病原性微生物</li> <li>・アルミニウム</li> <li>・鉄</li> <li>・マンガン</li> <li>・有機物質</li> </ul>

水源名	原水の汚染要因	水質管理上注目すべき項目
坂本ダム (休止中)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・降雨による濁水発生</li> <li>・富栄養化の進行</li> <li>・障害藻類プランクトン発生</li> <li>・堆砂</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・色度、濁度</li> <li>・pH 値</li> <li>・臭気物質</li> <li>・生物</li> <li>・アルミニウム</li> <li>・鉄</li> <li>・マンガン</li> <li>・有機物質</li> </ul>
袋倉川上流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・降雨による濁水発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・色度、濁度</li> <li>・アルミニウム</li> <li>・鉄</li> <li>・マンガン</li> <li>・有機物質</li> </ul>

浄水場使用薬品及び資機材からの由来で注意すべき項目	アルミニウム(PAC) 臭素酸(次亜塩素酸ナトリウムに不純物として含有する可能性がある。) 塩素酸(次亜塩素酸ナトリウムの分解時に生成される物質。)
---------------------------	--

### (3) 検査項目の中で季節的や突発的に上昇する項目

#### ① カビ臭

第1袋倉・保台・奥谷ダムにおいて、水温の上昇や降雨時の土砂流れ込みによる栄養塩等の増加に伴い、植物プランクトンが大量に発生し、その一部のプランクトンの生産活動によりカビの臭いが感じられることがあります。

(対象項目:基 42 ジェオスミン 基 43 2-メチルイソボルネオール)

※7 平成 25 年度の水質基準項目番号と平成 26 年度の水質基準項目番号は、平成 26 年度から 9 番へ亜硝酸態窒素が追加されたことにより、10 番から1ずつ繰り下がっています。

#### ② トリハロメタン<sup>※8</sup>濃度が上昇

水中の有機物と消毒用の塩素が反応してトリハロメタンが生成され、水温が上昇する夏季にはその濃度が高くなります。

(対象項目:基 27 総トリハロメタン)

※8 有機ハロゲン化合物の一種で、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルムの4種類の総称です。(基 23、基 25、基 29、基 30)

トリハロメタンは、水中の有機物等と消毒剤である塩素との反応により生成されるもので、人の健康を保護する観点から、水道水中の濃度が厳しく規制されている物質です。

#### ③ 塩素酸が水質基準に追加(平成 20 年 4 月 1 日から)

次亜塩素酸ナトリウムが本質的に分解性のある物質であることから、分解時に生成される塩素酸濃度が状況により上昇することが考えられるため、購入や保管及び注入時に注意が必要です。

(対象項目:基 21 塩素酸)

#### ④ ハロ酢酸基準強化(平成27年4月1日から)

水道水質基準のうち、消毒副生成物として挙げられているハロ酢酸類(クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸)の基準値が強化されることとなりました。これは平成 25 年度第 2 回水質基準逐次改正検討会(H25.12.11)において水道水質基準に係る今後の検討事項

などの一環として審議されたもので、内閣府食品安全委員会による食品の健康影響評価結果などに基づいています。これを受けて厚生科学審議会生活環境水道部会（H26.1.14）は、クロロ酢酸は現行の基準値を維持、他の2項目については、基準値を強化し、いずれも0.03mg/Lとすることとなりました。

【基準値強化（H27.4.1 施行）】

- ・ジクロロ酢酸:0.04mg/L →（新基準）0.03mg/L
  - ・トリクロロ酢酸:0.2mg/L →（新基準）0.03mg/L
- （対象項目:基 24 ジクロロ酢酸 基 28 トリクロロ酢酸）

⑤ 水源水質事故による影響

油の流出事故や、降雨による濁水発生等の影響で、臭気の付着や凝集障害による濁質漏出などがあります。

（4）上記の水質状況に関する対応

- ① カビ臭は、第1袋倉ダムにおける対応はカビ臭の原因物質の多い水の流出を防ぐため、第2袋倉ダムの放流による水の循環を行います。保台ダムにおける対応は水温の監視を1年間通して行い、水温の上昇にあわせて保台ダムの水中に設置してある空気揚水筒（水循環装置）を稼動し、ダム水を循環させ、水温の上昇や藻類の光合成を阻害することにより、植物プランクトンの生産活動を抑制するとともに、保台浄水場においても取水した原水に粉末活性炭を注入し臭気の除去に努めます。また、奥谷浄水場においても、粉末活性炭を注入し臭気の除去に努めると共に、対象項目である2-メチルイソボルネオール及びジェオスミンの検査回数を増やし監視を強化します。
- ② トリハロメタンは、凝集沈澱により原因物質をできる限り除去した後に水の塩素消毒を行い、トリハロメタンの生成を抑制します。併せて、粉末活性炭を原水に注入し、トリハロメタンの原因物質を吸着除去します。
- ③ 塩素酸は、購入仕様書に次亜塩素酸ナトリウム中の塩素酸濃度を規定し、仕様を満たした薬品が納入されているか確認します。また、次亜塩素酸ナトリウムの保管温度及び保管期間が、塩素酸濃度の上昇に影響することから、保管にあたって気温や保管量に十分配慮し、薬品の受入数量を減らすことや、エアコンを完備している浄水場では薬品保管室の温度を上昇させないよう管理します。また薬液槽内の不純物も塩素酸の生成促進作用があるため、薬液槽を清浄に保ち、不純物の除去に努めます。
- ④ ハロ酢酸については、トリハロメタン類の低減対策と併せて生成を抑制します。粉末活性炭注入設備の無い東町浄水場では、超過の恐れがある季節（4月から11月まで）には、水質監視を強化し、消毒副生成物の抑制に努め、併せて浄水処理中の塩素注入をできるだけ少なくする等、対策を行いません。
- ⑤ 水質事故発生時には、速やかな連絡体制を確保するとともに、給水に影響が無いよう事故水源からの取水停止やエリア変更、浄水場間の給水連絡等の体制を整えます。また、各浄水場で小魚等を飼ってその動きを監視し、突然の毒物流入に備えます。

## 4 水質の検査を行う地点

鴨川市では、過去の水質検査の結果及び取水口周辺や上流域の状況を考慮して、令和3年度の水質検査を以下のとおり実施する予定といたしました。

検査箇所は図-1のとおり。

### (1) 定期の検査地点

検査地点は、原水においては各浄水場の取水口又は着水井とします。給水栓については各浄水場系統で、配水管末付近の給水栓にて行います。(表-4 参照)

表-4 各浄水場の採水場所

	原 水	給 水 栓
横渚浄水場	取水口	天面 天面ポンプ所付近
東町浄水場	着水井	広場 千葉県鴨川合同庁舎付近
江見浄水場	休止中	休止中
保台浄水場	着水井	大山 梅本食堂付近
奥谷浄水場	〃	小湊 小湊コミュニティーセンター付近
坂本浄水場	休止中	休止中
清澄浄水場	原水中継ポンプ所	清澄 憩いの家付近
高鶴配水場	配水場流入水(※9)	江見 江見タイヨー種苗店付近
石上配水場	〃 (※9)	天津 健康管理センター付近

※9 南房総広域水道企業団からの受水施設であるため、企業団が実施しています。

### (2) 毎日検査

法令に基づく色、濁り、消毒の残留効果(残留塩素)についての採水場所で、7箇所を検査を行います。また、令和元年度より各浄配水場系統の末端給水栓付近に水質監視設備を設置し、5項目(色度・濁度・pH・残留塩素・水圧)を水道課で連続監視しています。

## 5 検査項目、検査頻度

水質検査項目及び頻度は次のように行います。(表-5～表 15 参照)

### (1) 水質基準項目

水道事業者は、給水栓(蛇口)で必ず守らなければならない項目です。

#### ○検査項目

法令で定められている水質基準項目(51項目)について検査を行います。

#### ○検査頻度

#### 原水の検査

水源の検査頻度は定められていませんが、原則として給水栓(蛇口)について法令で定める頻度と同等回数検査を行います。なお、水質基準項目No.3～9, 11～20, 32～37, 39～41, 44, 45の項目については、過去3年間の検出濃度の最大値が基準値の1/5以下の場

合は、1年に1回の検査とします。水質基準項目No.21～25, 27～31は水道水の消毒により発生する物質であることから検査を省略します。カビ臭に関する項目である水質基準項目No.42, 43については、清澄浄水場を除き、毎月行います。

### 給水栓の検査

水質基準項目No.3～9, 11～20, 32～37, 39～41, 44, 45の項目については、過去3年間の検査結果を踏まえ、基準値の1/10を超えたことのない項目については3年に1回、基準値の1/5を超えたことのない項目については1年に1回へ検査頻度を緩和できることとなっていますので、別紙シートF(検査頻度の総合判定)及びシートG(水質検査計画における実施頻度の決定)に示した検査頻度といたします。

## (2) 水質管理目標設定項目

検査の義務はありませんが、水道水の安全性の確認等に万全を期する見地から留意したほうがよい項目です。

### ○検査項目

No.10, 12の項目については浄水処理において二酸化塩素を使用していないため省略します。

### ○検査頻度

基準項目の検査頻度の考え方と同様とし、過去3年間の検査結果を踏まえ、検査頻度の設定を行います。No.15 農薬類については、上流域に耕地のある横渚浄水場のみ原水及び給水栓共に検査を行います。(その外の浄水場では、上流に民家がなく、また耕地もありませんので農薬検査は行いません。)No.13, 14については消毒副生成物なので原水を省略し、給水栓について検査を行います。

## (3) 維持管理指針項目

水源水質に起因するものや、将来的にデータの蓄積が水質管理に有用と考えられるものなどで、水道水の安全性等を確認するために検査を行います。

### ○検査項目

水源の環境を監視するための項目や浄水処理の維持管理に必要な項目について、鴨川市水道課が独自に設定し検査を行います。

### ○検査頻度

水源の監視や浄水処理の維持管理などのために必要な頻度で行います。

## (4) 毎日検査項目

水道法施行規則第15条第1項第1号イによる検査です。

### ○検査項目

水道水に異常がないこと及び残留塩素を確認するために、法令で定める3項目(色、濁り、消毒の残留効果(残留塩素))について検査を行います。

### ○検査頻度

1日1回、各水源における給水栓末端付近の蛇口で検査を実施します。

## (5) その他の検査

放射性物質検査を行います。

### ○検査項目

国の指針に基づき、放射性セシウム(セシウム 134 及び 137)を対象に放射能検査を実施します。

### ○検査頻度

国の指針に基づき、現在までの検出状況から、3か月に1回の頻度で検査を実施します。

## 6 水質検査の方法

(1) 水質検査方法については、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により検査し、水質管理目標設定項目及びその他については厚生労働省水道課長通知、上水試験方法等により行います。

(2) 毎日検査等、簡易的な検査を除き、水道法に定められた機関(水道法第20条登録検査機関)に委託します。

### (ア) 検査の委託について

委託する場合、採取は鴨川市水道課浄水係で行い、試料は保冷してすみやかに運搬し、法令等で定められた検査方法で検査します。また、委託した検査の実施状況を確認するため、必要に応じ検査資料の確認及び現地調査をします。なお、定期の水質検査の委託は、年度当初一括して委託し、定期以外の委託については、その都度定期と同一の検査機関に委託し、同様な体制で検査します。

また、高鶴配水場及び石上配水場受水水質(受水地点)の検査は、供給団体である南房総広域水道企業団が検査を行います。

(3) 委託した検査の実施状況の確認方法

検査の記録やデータなどにより検査の実施状況を確認します。また、精度管理の実施状況や水質検査に関する品質管理の認証状況などを確認するとともに、必要に応じて検査施設への立ち入り及びクロスチェックを実施します。

(4) 毎日検査は、給水区域内の各水源の末端付近7箇所において自動水質監視装置で常時監視を行うとともに、毎年水質監視機器の校正を実施します。

## 7 臨時の水質検査に関する事項

臨時の水質検査は、水道水が以下のような場合により水質基準に適合しない恐れがあるときに行います。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ② 水源に異常があったとき。
- ③ 水源付近・給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- ④ 浄水過程に異常があったとき。

- ⑤ 送配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- ⑥ その他、特に必要があると認められるとき。

※ 上記以外において、お客様の都合により水質検査を依頼される場合（職員による簡易的な検査を除く）は、鴨川市水道事業給水条例第 25 条第 2 項の規定に基づき検査手数料の実費をお客様に請求させていただきます。

## 8 水質検査の自己・委託の区分

毎月の水質検査等については、法律に定められた資格・能力を有している機関（水道法第20条登録検査機関）に委託します。

## 9 水質検査結果の評価

水質検査結果については、検査結果判明後直ちに基準値と照らし合わせ評価します。なお、基準値を超過した場合は、原因究明を行うとともに、所要の措置を講じます。

## 10 水質検査計画の見直し

水質基準の改正を踏まえ、水質検査結果を評価及び社会的要請等を考慮し翌年度の水質検査計画に反映します。

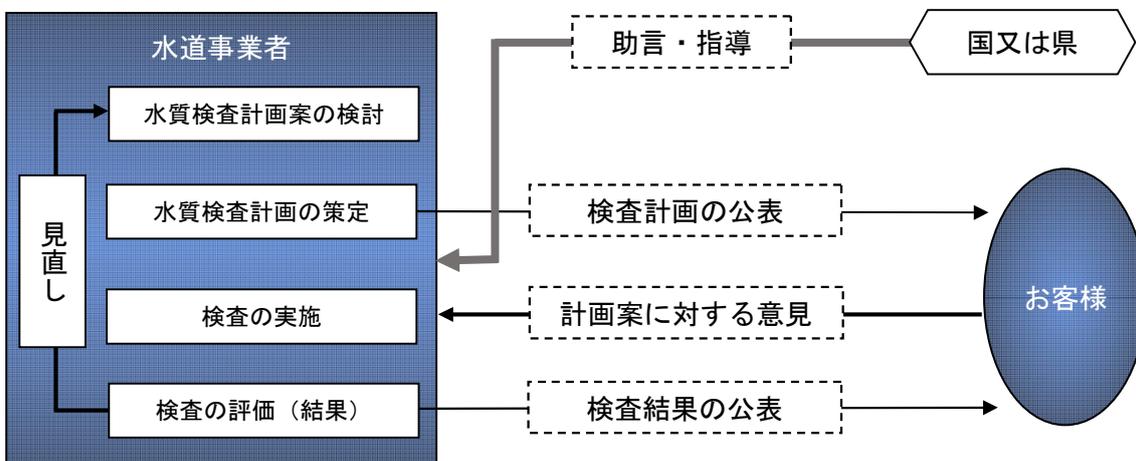


図-2 水質検査計画概要図

## 1.1 水質検査の精度と信頼性の保証について

水質検査の測定値の信頼性を確保するため、正確かつ制度の高い検査が実施されているか確認します。

### (1) 水質検査の測定精度

厚生労働省が定めた水質基準項目等に係る水質検査方法により行われていることを確認します。

### (2) 信頼性の確保

水質検査受託者が受検する、国及び千葉県が行う精度管理事業の評価試験の結果、及び標準操作手順書や水道 GLP 認定証を提出させ、水質検査の信頼性確保と保証について確認を行います。

## 1.2 関係機関との連携

水道水が原因で水質事故が発生した場合には、千葉県総合企画部水政課及び安房健康福祉センター(安房保健所)と連携して迅速に対策を講じます。

水源で水質事故が発生した場合には、水道施設危機管理対策要領(鴨川市水道課策定)に基づき、千葉県や他の水道事業者等と情報交換を図りながら対応を行います。

また、県及び近隣水道事業者と水質管理に関する情報交換を積極的に行い、安全で安心な水道水の供給に努めます。

## 1.3 水質検査計画と検査結果の公表

翌年度の水質検査計画は、毎年3月末までにお客様に鴨川市のホームページ等で公表します。計画内容について、ご意見・ご質問があれば参考としますので、鴨川市水道課までご連絡ください。

検査結果については、翌年度の6月末までに鴨川市のホームページで公表する予定です。

表-5 検査項目及び頻度  
(年間検査回数)

分類	No.	項目名	待崎川水系 横渚浄水場		二ヶ間川水系 東町浄水場		待崎川水系 保台浄水場	
			原水	給水栓	原水	給水栓	原水	給水栓
水質基準項目	1	一般細菌	4	12	4	12	4	12
	2	大腸菌	4	12	4	12	4	12
	3	カドミウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1
	4	水銀及びその化合物	1	1	1	1	1	1
	5	セレン及びその化合物	1	1	1	1	1	1
	6	鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1
	7	ヒ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1
	8	六価クロム化合物	1	1	1	1	1	1
	9	亜硝酸態窒素	4	4	4	4	4	4
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	4	4	4	4	4
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4	4	4	4	4	4
	12	フッ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1
	13	ホウ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1
	14	四塩化炭素	1	1	1	1	1	1
	15	1,4-ジオキサン	1	1	1	1	1	1
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1	1
	17	ジクロロメタン	1	1	1	1	1	1
	18	テトラクロロエチレン	1	1	1	1	1	1
	19	トリクロロエチレン	1	1	1	1	1	1
	20	ベンゼン	1	1	1	1	1	1
	21	塩素酸	0	12	0	12	0	12
	22	クロロ酢酸	0	12	0	12	0	12
	23	クロロホルム	0	12	0	12	0	12
	24	ジクロロ酢酸	0	12	0	12	0	12
	25	ジブロモクロロメタン	0	12	0	12	0	12
	26	臭素酸	0	4	0	4	0	4
	27	総トリハロメタン	0	12	0	12	0	12
	28	トリクロロ酢酸	0	12	0	12	0	12
	29	ブロモジクロロメタン	0	12	0	12	0	12
	30	ブロモホルム	0	12	0	12	0	12
	31	ホルムアルデヒド	0	12	0	12	0	12
	32	亜鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1
	33	アルミニウム及びその化合物	4	12	4	12	4	12
	34	鉄及びその化合物	4	4	4	4	4	4
	35	銅及びその化合物	1	1	1	1	1	1
	36	ナトリウム及びその化合物	4	4	1	1	1	1
	37	マンガン及びその化合物	4	1	4	1	4	1
	38	塩化物イオン	4	12	4	12	4	12
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	4	4	4	4	1	1
	40	蒸発残留物	4	4	4	4	4	4
	41	陰イオン界面活性剤	1	1	1	1	1	1
	42	ジェオスミン	12	12	12	12	12	12
	43	2-メチルイソボルネオール	12	12	12	12	12	12
	44	非イオン界面活性剤	4	1	1	1	1	1
	45	フェノール類	1	1	1	1	1	1
	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	4	12	4	12	4	12
	47	pH値	4	12	4	12	4	12
	48	味	0	12	0	12	0	12
	49	臭気	4	12	4	12	4	12
	50	色度	4	12	4	12	4	12
	51	濁度	4	12	4	12	4	12

表-6 検査項目及び頻度  
(年間検査回数)

分類	No.	項目名	大風沢川水系 奥谷浄水場		袋倉川湧水 清澄浄水場	
			原水	給水栓	原水	給水栓
水質基準項目	1	一般細菌	4	12	4	12
	2	大腸菌	4	12	4	12
	3	カドミウム及びその化合物	1	1	1	1
	4	水銀及びその化合物	1	1	1	1
	5	セレン及びその化合物	1	1	1	1
	6	鉛及びその化合物	1	1	1	1
	7	ヒ素及びその化合物	1	1	1	1
	8	六価クロム化合物	1	1	1	1
	9	亜硝酸態窒素	4	4	4	4
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	4	4	4
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4	4	4	4
	12	フッ素及びその化合物	1	1	1	1
	13	ホウ素及びその化合物	1	1	1	1
	14	四塩化炭素	1	1	1	1
	15	1, 4-ジオキサン	1	1	1	1
	16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	1	1	1	1
	17	ジクロロメタン	1	1	1	1
	18	テトラクロロエチレン	1	1	1	1
	19	トリクロロエチレン	1	1	1	1
	20	ベンゼン	1	1	1	1
	21	塩素酸	0	12	0	4
	22	クロロ酢酸	0	12	0	4
	23	クロロホルム	0	12	0	4
	24	ジクロロ酢酸	0	12	0	4
	25	ジブロモクロロメタン	0	12	0	4
	26	臭素酸	0	4	0	4
	27	総トリハロメタン	0	12	0	4
	28	トリクロロ酢酸	0	12	0	4
	29	ブロモジクロロメタン	0	12	0	4
	30	ブロモホルム	0	12	0	4
	31	ホルムアルデヒド	0	12	0	4
	32	亜鉛及びその化合物	1	1	1	1
	33	アルミニウム及びその化合物	4	12	4	12
	34	鉄及びその化合物	4	4	4	4
	35	銅及びその化合物	1	1	1	1
	36	ナトリウム及びその化合物	4	4	1	1
	37	マンガン及びその化合物	4	1	4	1
	38	塩化物イオン	4	12	4	12
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	4	4	4	4
	40	蒸発残留物	4	4	4	4
	41	陰イオン界面活性剤	1	1	1	1
	42	ジェオスミン	12	12	1	1
	43	2-メチルインボルネオール	12	12	1	1
	44	非イオン界面活性剤	1	1	1	1
	45	フェノール類	1	1	1	1
	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	4	12	4	12
	47	pH値	4	12	4	12
	48	味	0	12	0	12
	49	臭気	4	12	4	12
	50	色度	4	12	4	12
	51	濁度	4	12	4	12

**表-7 検査項目及び頻度**

(年間検査回数)

分類	No.	項目名	南企受水 高鶴配水場		南企受水 石上配水場	
			原水	給水栓	原水	給水栓
水質基準項目	1	一般細菌		12		12
	2	大腸菌		12		12
	3	カドミウム及びその化合物		1		1
	4	水銀及びその化合物		1		1
	5	セレン及びその化合物		1		1
	6	鉛及びその化合物		1		1
	7	ヒ素及びその化合物		1		1
	8	六価クロム化合物		1		1
	9	亜硝酸態窒素		4		4
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン		4		4
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		4		4
	12	フッ素及びその化合物		1		1
	13	ホウ素及びその化合物		1		1
	14	四塩化炭素		1		1
	15	1,4-ジオキサン		1		1
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		1		1
	17	ジクロロメタン		1		1
	18	テトラクロロエチレン		1		1
	19	トリクロロエチレン		1		1
	20	ベンゼン		1		1
	21	塩素酸		4		4
	22	クロロ酢酸		4		4
	23	クロロホルム		4		4
	24	ジクロロ酢酸		4		4
	25	ジブロモクロロメタン		4		4
	26	臭素酸		4		4
	27	総トリハロメタン		4		4
	28	トリクロロ酢酸		4		4
	29	ブロモジクロロメタン		4		4
	30	ブロモホルム		4		4
	31	ホルムアルデヒド		4		4
	32	亜鉛及びその化合物		1		1
	33	アルミニウム及びその化合物		1		1
	34	鉄及びその化合物		1		1
	35	銅及びその化合物		1		1
	36	ナトリウム及びその化合物		1		1
	37	マンガン及びその化合物		1		1
	38	塩化物イオン		12		12
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		4		4
	40	蒸発残留物		4		4
	41	陰イオン界面活性剤		1		1
	42	ジェオスミン		1		1
	43	2-メチルイソボルネオール		1		1
	44	非イオン界面活性剤		1		1
	45	フェノール類		1		1
	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)		12		12
	47	pH値		12		12
	48	味		12		12
	49	臭気		12		12
	50	色度		12		12
	51	濁度		12		12

表-8 検査項目及び頻度  
(年間検査回数)

分類	No.	項目名	待崎川水系 横渚浄水場		二夕間川水系 東町浄水場		待崎川水系 保台浄水場	
			原水	給水栓	原水	給水栓	原水	給水栓
水質管理目標設定項目	1	アンチモン及びその化合物	1	1	1	1	1	1
	2	ウラン及びその化合物	1	1	1	1	1	1
	3	ニッケル及びその化合物	1	1	1	1	1	1
	4	削除						
	5	1, 2-ジクロロエタン	1	1	1	1	1	1
	6	削除						
	7	削除						
	8	トルエン	1	1	1	1	1	1
	9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	1	1	1	1	1	1
	10	亜塩素酸	0	0	0	0	0	0
	11	削除						
	12	二酸化塩素	0	0	0	0	0	0
	13	ジクロロアセトニトリル	1	4	1	1	1	1
	14	抱水クロラール	1	4	1	1	1	1
	15	農薬類	1	1	0	0	0	0
	16	残留塩素	0	12	0	12	0	12
	17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	4	4	4	4	4	1
	18	マンガン及びその化合物	4	1	4	1	4	1
	19	遊離炭酸	4	4	4	4	4	4
	20	1, 1, 1-トリクロロエタン	1	1	1	1	1	1
	21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	1	1	1	1	1	1
	22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	4	4	4	4	4	4
	23	臭気強度(TON)	4	4	4	4	4	4
	24	蒸発残留物	4	4	4	4	4	4
	25	濁度	4	12	4	12	4	12
	26	pH値	4	12	4	12	4	12
	27	腐食性(ランゲリア指数)	4	4	4	4	4	4
	28	従属栄養細菌	4	4	4	4	4	4
	29	1,1-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1	1
	30	アルミニウム及びその化合物	4	12	4	12	4	12
	31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	4	4	4	4	4	4
維持管理指針項目	1	水温	6	12	12	12	12	12
	2	生物	0		12		12	
	3	アンモニア態窒素	4		4		4	
	4	アルカリ度	4	12	4	12	4	12
	5	電気伝導率	4	12	4	12	4	12
	6	UV吸光度(260nm-50mmセル)	4	12	4	12	4	12
	7	酸度	4	12	4	12	4	12
	8	侵食性遊離炭酸	4	12	4	12	4	12
	9	クリプトスポリジウム	1	1	1	1	1	1
	10	ジアルジア	1	1	1	1	1	1
	11	ダイオキシン類	1	1	0	0	0	0
	12	生物化学的酸素要求量(BOD)	4					
	13	科学的酸素要求量(COD)			4		4	
	14	総窒素(UV法)	4		4		4	
	15	総リン	4		4		4	
	16	嫌気性芽胞菌(ウェルシュ菌芽胞)	4		4		4	

表-9 検査項目及び頻度  
(年間検査回数)

分類	No.	項目名	大風沢川水系 奥谷浄水場		袋倉川湧水 清澄浄水場	
			原水	給水栓	原水	給水栓
水質管理 目標設定項目	1	アンチモン及びその化合物	1	1	1	1
	2	ウラン及びその化合物	1	1	1	1
	3	ニッケル及びその化合物	1	1	1	1
	4	削除				
	5	1, 2-ジクロロエタン	1	1	1	1
	6	削除				
	7	削除				
	8	トルエン	1	1	1	1
	9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	1	1	1	1
	10	亜塩素酸	0	0	0	0
	11	削除				
	12	二酸化塩素	0	0	0	0
	13	ジクロロアセトニトリル	1	1	1	1
	14	抱水クロラール	1	1	1	1
	15	農薬類	0	0	0	0
	16	残留塩素	0	12	0	12
	17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	4	4	4	4
	18	マンガン及びその化合物	4	1	4	1
	19	遊離炭酸	4	4	4	4
	20	1, 1, 1-トリクロロエタン	1	1	1	1
	21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	1	1	1	1
	22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	4	4	4	4
	23	臭気強度(TON)	4	4	4	4
	24	蒸発残留物	4	4	4	4
	25	濁度	4	12	4	12
	26	pH値	4	12	4	12
	27	腐食性(ランゲリア指数)	4	4	4	4
	28	従属栄養細菌	4	4	4	4
	29	1,1-ジクロロエチレン	1	1	1	1
	30	アルミニウム及びその化合物	4	12	4	12
	31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	4	4	4	4
維持管理 指針項目	1	水温	12	12	5	12
	2	生物	12		0	
	3	アンモニア態窒素	4		4	
	4	アルカリ度	4	12	4	12
	5	電気伝導率	4	12	4	12
	6	UV吸光度(260nm-50mmセル)	4	12	4	12
	7	酸度	4	12	4	12
	8	侵食性遊離炭酸	4	12	4	12
	9	クリプトスポリジウム	1	1	1	1
	10	ジアルジア	1	1	1	1
	11	ダイオキシン類	0	0	0	0
	12	生物化学的酸素要求量(BOD)			4	
	13	科学的酸素要求量(COD)	4			
	14	総窒素(UV法)	4		4	
	15	総リン	4		4	
	16	嫌気性芽胞菌(ウェルシュ菌芽胞)	4		4	

表-10 検査項目及び頻度  
(年間検査回数)

分類	No.	項目名	高鶴配水場		石上配水場	
			原水	給水栓	原水	給水栓
水質管理目標設定項目	1	アンチモン及びその化合物		1		1
	2	ウラン及びその化合物		1		1
	3	ニッケル及びその化合物		1		1
	4	削除		/		/
	5	1, 2-ジクロロエタン		1		1
	6	削除		/		/
	7	削除		/		/
	8	トルエン		1		1
	9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)		1		1
	10	亜塩素酸		0		0
	11	削除		/		/
	12	二酸化塩素		0		0
	13	ジクロロアセトニトリル		1		1
	14	抱水クロラール		1		1
	15	農薬類		0		0
	16	残留塩素		12		12
	17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		4		4
	18	マンガン及びその化合物		1		1
	19	遊離炭酸		1		1
	20	1, 1, 1-トリクロロエタン		1		1
	21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)		1		1
	22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)		4		4
	23	臭気強度(TON)		4		4
	24	蒸発残留物		4		4
	25	濁度		12		12
	26	pH値		12		12
	27	腐食性(ランゲリア指数)		4		4
	28	従属栄養細菌		4		4
	29	1,1-ジクロロエチレン		1		1
	30	アルミニウム及びその化合物		1		1
	31	ペルフルオロオクタン スルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)		0		0
維持管理指針項目	1	水温		12		12
	2	生物		/		/
	3	アンモニア態窒素		/		/
	4	アルカリ度		12		12
	5	電気伝導率		12		12
	6	UV吸光度(260nm-50mmセル)		12		12
	7	酸度		12		12
	8	侵食性遊離炭酸		12		12
	9	クリプトスポリジウム		1		1
	10	ジアルジア		1		1
	11	ダイオキシン類		0		0
	12	生物化学的酸素要求量(BOD)		/		/
	13	科学的酸素要求量(COD)		/		/
	14	総窒素(UV法)		/		/
	15	総リン		/		/
	16	嫌気性芽胞菌(ウェルシュ菌芽胞)		/		/

**表-11 水質基準項目一覧表**

分類	No.	項目名	検査体制	水質基準値	単位	法令に定められた検査頻度
水 質 基 準 項 目	1	一般細菌	委託	100 以下	個/mL	月1回以上
	2	大腸菌	委託	検出されないこと	MPN/100ml	
	3	カドミウム及びその化合物	委託	0.003 以下	mg/L	年4回以上
	4	水銀及びその化合物	委託	0.0005 以下	mg/L	
	5	セレン及びその化合物	委託	0.01 以下	mg/L	
	6	鉛及びその化合物	委託	0.01 以下	mg/L	
	7	ヒ素及びその化合物	委託	0.01 以下	mg/L	
	8	六価クロム化合物	委託	0.02 以下	mg/L	
	9	亜硝酸態窒素	委託	0.04 以下	mg/L	
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	委託	0.01 以下	mg/L	
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	委託	10 以下	mg/L	
	12	フッ素及びその化合物	委託	0.8 以下	mg/L	
	13	ホウ素及びその化合物	委託	1.0 以下	mg/L	
	14	四塩化炭素	委託	0.002 以下	mg/L	
	15	1,4-ジオキサン	委託	0.05 以下	mg/L	
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	委託	0.04 以下	mg/L	
	17	ジクロロメタン	委託	0.02 以下	mg/L	
	18	テトラクロロエチレン	委託	0.01 以下	mg/L	
	19	トリクロロエチレン	委託	0.03 以下	mg/L	
	20	ベンゼン	委託	0.01 以下	mg/L	
	21	塩素酸	委託	0.6 以下	mg/L	
	22	クロロ酢酸	委託	0.02 以下	mg/L	
	23	クロロホルム	委託	0.06 以下	mg/L	
	24	ジクロロ酢酸	委託	0.03 以下	mg/L	
	25	ジブロモクロロメタン	委託	0.1 以下	mg/L	
	26	臭素酸	委託	0.01 以下	mg/L	
	27	総トリハロメタン	委託	0.1 以下	mg/L	
	28	トリクロロ酢酸	委託	0.03 以下	mg/L	
	29	プロモジクロロメタン	委託	0.03 以下	mg/L	
	30	プロモホルム	委託	0.09 以下	mg/L	
	31	ホルムアルデヒド	委託	0.08 以下	mg/L	
	32	亜鉛及びその化合物	委託	1.0 以下	mg/L	
	33	アルミニウム及びその化合物	委託	0.2 以下	mg/L	
	34	鉄及びその化合物	委託	0.3 以下	mg/L	
	35	銅及びその化合物	委託	1.0 以下	mg/L	
	36	ナトリウム及びその化合物	委託	200 以下	mg/L	
	37	マンガン及びその化合物	委託	0.05 以下	mg/L	
	38	塩化物イオン	委託	200 以下	mg/L	月1回以上
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	委託	300 以下	mg/L	年4回以上
	40	蒸発残留物	委託	500 以下	mg/L	
	41	陰イオン界面活性剤	委託	0.2 以下	mg/L	発生時期に 月1回以上
	42	ジェオスミン	委託	0.00001 以下	mg/L	
	43	2-メチルイソボルネオール	委託	0.00001 以下	mg/L	年4回以上
	44	非イオン界面活性剤	委託	0.02 以下	mg/L	
	45	フェノール類	委託	0.005 以下	mg/L	月1回以上
	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	委託	3 以下	mg/L	
	47	pH値	委託	5.8 ~ 8.6		
	48	味	委託	異常でないこと		
	49	臭気	委託	異常でないこと		
	50	色度	委託	5 以下	度	
	51	濁度	委託	2 以下	度	

**表-12 水質管理目標設定項目一覧表**

分類	No.	項目名	検査体制	水質基準値	単位	備考	
水質管理目標設定項目	1	アンチモン及びその化合物	委託	0.02 以下	mg/L		
	2	ウラン及びその化合物	委託	0.002(暫定) 以下	mg/L		
	3	ニッケル及びその化合物	委託	0.02 以下	mg/L		
	4	平成25年度までNo.4に設定されていた亜硝酸態窒素は削除され、平成26年度から水質基準項目となりました。【欠番】					
	5	1, 2-ジクロロエタン	委託	0.004 以下	mg/L		
	6	平成20年度までNo.6に設定されていたトランス-1, 2-ジクロロエチレンは削除され、平成21年度から水質基準項目となりました。【欠番】					
	7	平成21年度までNo.7に設定されていた1, 1, 2-トリクロロエタンは削除されました。【欠番】					
	8	トルエン	委託	0.4 以下	mg/L		
	9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	委託	0.08 以下	mg/L		
	10	亜塩素酸	—	—	mg/L	二酸化塩素を使用していないため、検査を省略	
	11	平成19年度までNo.11に設定されていた塩素酸は削除され、平成20年度から水質基準項目となりました。【欠番】					
	12	二酸化塩素	—	—	mg/L	二酸化塩素を使用していないため、検査を省略	
	13	ジクロロアセトニトリル	委託	0.01(暫定) 以下	mg/L		
	14	抱水クロラール	委託	0.02(暫定) 以下	mg/L		
	15	農薬類	委託	1(※1) 以下	—	別表 水質管理目標設定項目中の農薬類(115項目)参照	
	16	残留塩素	自己	1 以下	mg/L		
	17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	委託	10以上100以下	mg/L	水質基準と重複する項目	
	18	マンガン及びその化合物	委託	0.01 以下	mg/L	水質基準と重複する項目	
	19	遊離炭酸	委託	20 以下	mg/L		
	20	1, 1, 1-トリクロロエタン	委託	0.3 以下	mg/L		
	21	メチルtertブチルエーテル(MTBE)	委託	0.02 以下	mg/L		
	22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	委託	3 以下	mg/L		
	23	臭気強度(TON)	委託	3 以下			
	24	蒸発残留物	委託	30以上200以下	mg/L	水質基準と重複する項目	
	25	濁度	委託	1 以下	度	水質基準と重複する項目	
	26	pH値	委託	7.5程度		水質基準と重複する項目	
	27	腐食性(ランゲリア指数)	委託	-1程度とし極力0に近づける			
	28	従属栄養細菌	委託	2000(暫定) 以下	個/mL		
	29	1,1-ジクロロエチレン	委託	5 以下	mg/L		
	30	アルミニウム及びその化合物	委託	2 以下	mg/L	水質基準と重複する項目	
	31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)(※2)	委託	0.00005(暫定) 以下	mg/L		
ペルフルオロオクタン酸(PFOA)(※2)		委託	0.00005(暫定) 以下	mg/L			
PFOS・PFOAの和(※2)		委託	0.00005(暫定) 以下	mg/L			

※1:各農薬の検出値と目標値との比の総和

※2:令和2年4月1日より追加項目となりました。

**表-13 維持管理指針項目一覧表**

分類	No.	項目名	検査体制	水質基準値	単位	備考
維持管理指針項目	1	水温	自己		℃	
	2	生物	委託		各計数/mL	
	3	アンモニア態窒素	委託		mg/L	
	4	アルカリ度	委託		mg/L	
	5	電気伝導率	委託		μS/cm	
	6	UV吸光度(260nm-50mmセル)	委託			
	7	酸度	委託		mg/L	
	8	侵食性遊離炭酸	委託		mg/L	
	9	クリプトスポリジウム	委託		個/20L	
	10	ジアルジア	委託		個/20L	
	11	ダイオキシン類	委託		1pg-TEQ/L	
	12	生物化学的酸素要求量(BOD)	委託		mg/L	
	13	科学的酸素要求量(COD)	委託		mg/L	
	14	総窒素(UV法)	委託		mg/L	
	15	総リン	委託		mg/L	
	16	嫌気性芽胞菌(ウェルシュ菌芽胞)	委託		個/100L	

**表-14 毎日検査項目一覧表**

分類	No.	項目名	評価	単位	検査体制	備考
毎日検査	1	色	異常でないこと		自己	
	2	濁り	異常でないこと		自己	水道法施行規則第15条第1項第1号による。
	3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上	mg/L	自己	

**表-15 水質管理目標設定項目中の農薬類一覧表 (115項目)**

No.	項目名	目標値	単位	No.	項目名	目標値	単位
1	1,3-ジクロロプロベン (D-D) 注1)	0.05	mg/L	60	チオファネートメチル	0.3	mg/L
2	2,2-DPA(ダラボン)	0.08	mg/L	61	チオベンカルブ	0.02	mg/L
3	2,4-PA(2,4-D)	0.02	mg/L	62	テフリルトリオン	0.002	mg/L
4	EPN 注2)	0.004	mg/L	63	テルブカルブ(MBPMC)	0.02	mg/L
5	MCPA	0.005	mg/L	64	トリクロビル	0.006	mg/L
6	アシュラム	0.9	mg/L	65	トリクロロン(DEP)	0.005	mg/L
7	アセフェート	0.006	mg/L	66	トリシクラゾール	0.1	mg/L
8	アトラジン	0.01	mg/L	67	トリフルラリン	0.06	mg/L
9	アニロホス	0.003	mg/L	68	ナプロハミド	0.03	mg/L
10	アミラズ	0.006	mg/L	69	パラコート	0.01	mg/L
11	アラクロール	0.03	mg/L	70	ビベロホス	0.0009	mg/L
12	イソキサチオン 注2)	0.005	mg/L	71	ピラクロニル	0.01	mg/L
13	イソフェンホス 注2)	0.001	mg/L	72	ピラゾキシフェン	0.004	mg/L
14	イソプロカルブ(MIPC)	0.01	mg/L	73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	0.02	mg/L
15	イソプロチオラン (IPT)	0.3	mg/L	74	ピリダフェンチオン	0.002	mg/L
16	イブフェンカルバゾン	0.09	mg/L	75	ピリブチカルブ	0.02	mg/L
17	イブロンホス(IBP)	0.09	mg/L	76	ピロキロン	0.05	mg/L
18	イミクタジン	0.006	mg/L	77	フィプロニル	0.0005	mg/L
19	インダノファン	0.009	mg/L	78	フェニトロチオン(MEP) 注2)	0.01	mg/L
20	エスプロカルブ	0.03	mg/L	79	フェノカルブ(BPMC)	0.03	mg/L
21	エトフェンブロックス	0.08	mg/L	80	フェリムゾン	0.05	mg/L
22	エンドスルファン(ベンゾエピン) 注3)	0.01	mg/L	81	フェンチオン(MPP) 注10)	0.006	mg/L
23	オキサジクロメホン	0.02	mg/L	82	フェントエート(PAP)	0.007	mg/L
24	オキシノ(有機銅)	0.03	mg/L	83	フェントラザミド	0.01	mg/L
25	オリサストロビン 注4)	0.1	mg/L	84	フサライド	0.1	mg/L
26	カズサホス	0.0006	mg/L	85	ブタクロール	0.03	mg/L
27	カフェンストール	0.008	mg/L	86	ブタミホス 注2)	0.02	mg/L
28	カルタップ 注5)	0.08	mg/L	87	ブプロフェジン	0.02	mg/L
29	カルバリル(NAC)	0.02	mg/L	88	フルアジナム	0.03	mg/L
30	カルボフラン	0.0003	mg/L	89	プレチラクロール	0.05	mg/L
31	キノクラミン (A CN)	0.005	mg/L	90	プロシミドン	0.09	mg/L
32	キャブタン	0.3	mg/L	91	プロチオホス 注2)	0.007	mg/L
33	クミルロン	0.03	mg/L	92	プロビコナゾール	0.05	mg/L
34	グリホサート 注6)	2	mg/L	93	プロビザミド	0.05	mg/L
35	グルホシネート	0.02	mg/L	94	プロベナゾール	0.03	mg/L
36	クロメプロップ	0.02	mg/L	95	プロモブチド	0.1	mg/L
37	クロルニトロフェン (CNP) 注7)	0.0001	mg/L	96	ベノミル 注11)	0.02	mg/L
38	クロルピリホス 注2)	0.003	mg/L	97	ベンシクロン	0.1	mg/L
39	クロロタロニル(TPN)	0.05	mg/L	98	ベンゾビスクロン	0.09	mg/L
40	シアナジン	0.001	mg/L	99	ベンゾフェナップ	0.005	mg/L
41	シアノホス(CYAP)	0.003	mg/L	100	ベンタンゾン	0.2	mg/L
42	ジウロン(DCMU)	0.02	mg/L	101	ベンディメタリン	0.3	mg/L
43	ジクロベニル(DBN)	0.03	mg/L	102	ベンフラカルブ	0.02	mg/L
44	ジクロルボス(DDVP)	0.008	mg/L	103	ベンフルラリン(ベスロジン)	0.01	mg/L
45	ジクワット	0.01	mg/L	104	ベンフレセート	0.07	mg/L
46	ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004	mg/L	105	ホスチアゼート	0.005	mg/L
47	ジチオカルバメート系農薬 注8)	0.005	mg/L	106	マラチオン(マラソン) 注2)	0.7	mg/L
48	ジチオビル	0.009	mg/L	107	メコプロップ(MCPP)	0.05	mg/L
49	シハロホップチル	0.006	mg/L	108	メゾミル	0.03	mg/L
50	シマジン(CAT)	0.003	mg/L	109	メタラキシル	0.2	mg/L
51	ジメタメトリン	0.02	mg/L	110	メチダチオン(DMTP) 注2)	0.004	mg/L
52	ジメトエート	0.05	mg/L	111	メトミノストロビン	0.04	mg/L
53	シメトリン	0.03	mg/L	112	メトリブジン	0.03	mg/L
54	ダイアジノン 注2)	0.003	mg/L	113	メフェナセツト	0.02	mg/L
55	ダイムロン	0.8	mg/L	114	メプロニル	0.1	mg/L
56	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソシアネート 注9)	0.01	mg/L	115	モリネート	0.005	mg/L
57	チアジニル	0.1	mg/L				
58	チウラム	0.02	mg/L				
59	チオジカルブ	0.08	mg/L				

注1) 1,3-ジクロロプロベン (D-D)の濃度は、異性体であるシス-1,3-ジクロロプロベン及びトランス-1,3-ジクロロプロベンの濃度を合計して算出すること。

注2) 有機リン系農薬のうち、EPN、イソキサチオン、イソフェンホス、クロルピリホス、ダイアジノン、フェニトロチオン(MEP)、ブタミホス、プロチオホス、マラチオン(マラソン)の濃度及びメチダチオン(DMTP)の濃度については、それぞれのオキシノ体の濃度も測定し、それぞれの原体の濃度と、そのオキシノ体それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注3) エンドスルファン(ベンゾエピン)の濃度は、異性体である $\alpha$ -エンドスルファン及び $\beta$ -エンドスルファンに加えて、代謝物であるエンドスルフェート(ベンゾエピンスルフェート)も測定し、 $\alpha$ -エンドスルファン及び $\beta$ -エンドスルファンの濃度とエンドスルフェート(ベンゾエピンスルフェート)の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注4) オリサストロビンの濃度は、代謝物である(5Z)-オリサストロビンの濃度も測定し、原体の濃度と(5Z)-オリサストロビンの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注5) カルタップの濃度は、ネライストキシンとして測定し、カルタップに換算して算出すること。

注6) グリホサートの濃度は、代謝物であるアミノメチルリン酸(AMPA)も測定し、原体の濃度とアミノメチルリン酸(AMPA)の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

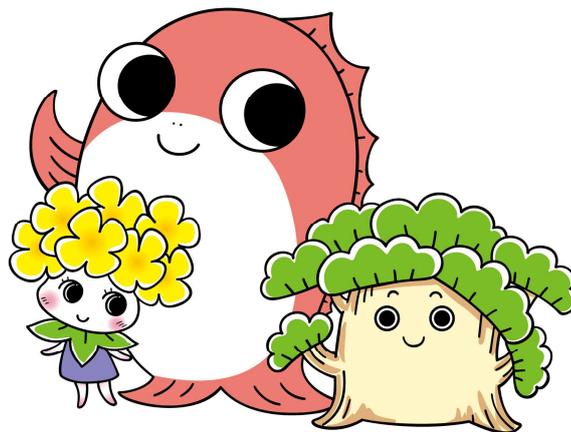
注7) クロルニトロフェン(CNP)の濃度は、アミノ体の濃度も測定し、原体の濃度とアミノ体の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注8) ジチオカルバメート系農薬の濃度は、ジネブ、ジラム、チウラム、プロビネブ、ホリカーバメート、マンゼブ(マンコゼブ)及びマンネブの濃度を二硫化炭素に換算して合計して算出すること。

注9) ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソシアネートの濃度は、メチルイソシアネートとして測定すること。

注10) フェンチオン(MPP)の濃度は、酸化物であるMPPスルホキシド、MPPスルホン、MPPオキシノスルホキシド及びMPPオキシノスルホンの濃度も測定し、フェンチオン(MPP)の原体の濃度とその酸化物それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注11) ベノミルの濃度は、メチル-2-ベンゾイミダゾールカルバメート(MBC)として測定し、ベノミルに換算して算出すること。



© 鴨川市 2010

## 鴨 川 市 水 道 課

〒296-8601 千葉県鴨川市横渚1342-2

TEL 04-7093-1000(代) FAX 04-7093-7857

URL <http://www.city.kamogawa.lg.jp/>